

松戸市立古ヶ崎小学校

PTA会則

2026年4月

松戸市立古ヶ崎小学校

PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は松戸市立古ヶ崎小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、学校、家庭及び社会における児童の教育的福祉を増し、父母と教師が相互の理解と協力を深めながら、教養を高めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 自主独立の団体であって、他のいかなる団体や機関の支配干渉は受けない。
3. 本会は、特定の政党や宗教を支持しない。
4. 本会は、学校の方針、管理運営及び人事には干渉しない。

第4章 事業

第4条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

1. 学校と家庭の緊密な連絡をはかり、児童教育について会員相互の意見交換をし、その実績、向上につとめる。
2. 児童の生活環境を整備し、安全を確保し、健康増進するための諸活動を行う。
3. 会員相互の親睦を図るための諸活動を行う。
4. 学校の年間行事に協力する。
5. その他、児童の福祉を増進するために必要な諸事業を行う。

第5章 会員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 本校在学児童の父母またはこれにかわる者。また、現任PTAから要望のあった、過去にPTA

- 役員を経験した者。
2. 本校に勤務する教職員。

第6章 会費

第6条 本会の会費は年額1,800円とする。
一学期に一括で徴収を行い、二学期以降に転入された家庭については無料とする。

第7条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあたる。

第8条 本会の経理は、会計監査を得て、総会の承認を得なければならない。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 (在学児童の父母)
- 2 副会長 2名以上 (在学児童の父母及び教職員)
- 3 総務 会計 2名以上 (在学児童の父母及び教職員)

第11条 役員を選出は、現役員が希望者を募り構成する。
希望者が7名集まらない場合、PTA組織を休会する。
次年度以降必要に応じ、PTAまたは父母会などを設立することについて学校と保護者が協議する。

第12条 役員任期は1年とし、会員の承認を得て途中加入・退任及び再任する事ができる。

第13条 現役員が推薦した役員および2名の会計監査委員は、年度末に通知した上で、所定のフォームにて承認を得るものとする。なお、在籍会員の過半数が反対しない場合、これらの役員および会計監査委員は承認されたものとみなす。

第14条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、諸機関との連絡調整をはかり、会務を統理し、役員会の議長とな

る。

- 2 (1)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
(2)実行委員会の議長となる。又総務における会務の調整をはかる。
- 3 総務は、意見を調整し年間予算をたて、その執行にあたり、本会の円滑な運営に務める。
- 4 広報は会の活動の広報宣伝の啓蒙、会報の発行充実に務める。

第8章 会議及び任務

第15条 本会には、次の会を置く。

- 1 説明会
- 2 役員会
- 3 実行委員会
- 4 会計監査委員会

第16条 説明会は、毎年度始めに会長が召集する。

第17条 会計報告、会則改定、その他の重要な審議事項については、LINEオープンチャットおよびメールでの案内をもとに、所定のフォームを用いて会員の承認を得るものとする。
在籍会員の過半数が反対しない場合、当該議案は承認されたものとみなす。
また、会員の3分の1以上の要求があった場合、役員は速やかに該当議案の決議の準備を行うものとし、必要に応じて説明会を開催することができる。

第18条 役員会は、会長・副会長・総務をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、会の運営及び実行委員会に提出する議案その他について審議する。

第19条 実行委員会は、会長が随時これを召集する。

第20条 実行委員会は、次の構成による。

役員、教職員若干名

第21条 実行委員会は、次のことを行う。

- 1 役員会より提出された議案の審議決定
- 2 各専門委員会より提出された議案の審議決定
- 3 この会の運営にあたり必要事項の審議決定

第22条 専門委員会は、会長が必要と認めた時、実行委員会の承認を受けて設置できる。

第23条 学校長は、本会と学校との調整を行い、全ての会議に参加できる。

第9章 附則

第25条 会長が必要と認めた時は、実行委員会の承認を得て会則に反しない限りの細則を作ることができる。

第26条 本会には、次の帳簿を備え置くものとする。

- 1 会則
- 2 会員名簿
- 3 役員、実行委員、専門委員会名簿(設置の場合)
- 4 会計に関する帳簿一切

改定履歴

昭和46年5月17日	PTA発足会則制定
同47年4月22日	会則一部変更
同48年3月22日	同上
同50年3月22日	会則改正
同53年4月22日	会則一部変更
同60年4月20日	同上
同62年4月18日	同上
同63年4月27日	同上
平成3年4月27日	同上
同5年6月19日	同上
同9年4月25日	会則附加
同10年3月11日	会則一部変更
同12年3月9日	会則一部改正(17条、19条)
同17年3月4日	同上(11条~16条)
同19年5月11日	同上(11条~12条)
同22年1月14日	同上(10条、25条)
同24年4月21日	同上(PTA慶弔規定、第2条、第3条)
同26年4月26日	同上(13条)
同27年11月10日	同上(専門委員会規定、第6条)
同30年3月8日	同上(専門委員会規定、第7条)
同31年4月19日	会則附加(個人情報取扱規則)
令和5年4月25日	会則一部改正(第3条、第5条、第6条、第7条、第11条、第14条削除、第15条、第24条) 専門委員会規定一部改正(第2条、第7条削除、第8条削除)
令和6年4月25日	専門委員会規定一部改正(第2章第5条削除)
令和7年4月23日	会則一部変更(14条) 専門委員会規定削除

令和8年4月20日

会則一部変更(第6条、第12条、第14条)
PTA慶弔規定削除

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 本規則は松戸市立古ヶ崎小学校PTA(以下、「本会」とする)が保有する個人情報の適正な取り扱いと円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的にPTA会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」とする)の取扱いについて定めるものである。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともにPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、総務部及び各専門委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に明かす等、不当な目的に使用してはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集する際、その個人情報の利用目的を予め本人に明示する。
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は予め本人の同意を得るものとする。

(利用)

第7条 取得した個人情報は次の目的のために利用する。
(1)本会の活動における連絡に利用する各名簿作成
(2)その他の文書の送付

(利用目的による制限)

第8条 本会は本人の同意を得ず前条の規定により、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者が保管するものとし、これを厳重に管理する。また本会会員卒業等により不要となった個人情報は管理者と取扱者立会いのもと適正かつ速やかに廃棄する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な対応をしていることとする。また、持ち出す場合には電子メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

3 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(前条各号の場合を除く)に提供したときは次の項目について記録を作成し保存する。保存期間については第9条に同じ。

1 第三者の氏名

2 提供する対象者の氏名

3 提供する情報の内容

4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条各号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは次の項目について記録を作成し保存する。保存期間については第9条に同じ。

1 第三者の氏名(事業者については法人名を含む)

2 第三者が個人情報を取得した経緯

3 提供を受ける対象者の氏名

4 提供を受ける情報の内容

5 対象者の同意を得ている旨

(本人情報の開示等)

第14条 本会会員本人からの申し出による個人情報の利用の停止、追加、削除を求められたときは法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい(紛失等を含む)したおそれがあることを把握した場合は管理者である会長へ直ちに報告する。

(研修)

第16条 本会、総務部及び各専門委員会委員長は定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情に対して適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本規則の会則附加については総会において承認を受けたのち速やかに施行する。